議案第８３号

財産（動産）の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産（動産）を取得するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年紫波町条例第９号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

１　取得する財産

（１）　名　　称　　バイオ液肥散布機

（２）　規　　格　　トラクター搭載型ブームスプレーヤー（パレットフォークその他付属品等を含む）

（３）　数　　量　　１台

（４）　取得予定価格　　７，９２０，０００円

（５）　取得の相手方

所在地　　岩手県滝沢市巣子１２１９番地２

名　称　　日本ニューホランド株式会社岩手営業所

所長　佐　藤　一　徳

２　取得の方法　　買入れ

令和８年１０月９日提出

紫波町長　鎌　田　千　市

理由

循環型農業の普及を目的としたバイオ液肥の散布の用に供するため、バイオ液肥散布機を買入れしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。